

那須町ふるさと納税お礼品募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度による本町への寄附促進と、本町の魅力を広く全国に発信し、町内産業の振興及び地域の活性化を図るため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービス(以下「お礼品」という。)を提供する協力事業者(以下「事業者」という。)の募集について必要なことを定めるものとする。

(概要)

第2条 本町のふるさと納税推進事業の概要については次のとおりとする。

- (1) 本町のお礼品は、寄附者が寄附金額に応じて町ホームページや町が契約するふるさと納税専用 WEB サイトから、希望する商品を自由に選択できるものとする。
- (2) 町お礼品として承認された商品は、お礼品を提供する事業者から提供された画像データを用いて町ホームページや町が契約するふるさと納税専用 WEB サイトを通じて、町が広く周知を行う。
- (3) この事業の効率的な運営、安心安全に配慮したお礼品の手配、寄附者データの適正管理等に万全を期す必要があるため、町は(株)新朝プレスを委託業者として指定する。
- (4) お礼品として承認された商品を提供する事業者は、前項の委託業者にお礼品の発注等に係る情報提供を行うものとする。
- (5) お礼品発送の手順については、別図のとおりとする。

(事業者の要件)

第3条 事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 町内に事業所(本社、支社、営業所、製造所、加工所)がある法人、団体又は個人事業主であること。ただし、町内で生産された農産物等を100%原料に加工、製造、販売を行い、本町をPRしていると認められる場合は、町外の事業者も可能とする。
- (2) 町税の滞納がないこと。(納税猶予等の措置を受けている場合は除く)
- (3) 代表者等が、那須町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (4) 電子メールまたはファックスの送受信が可能な環境を有していること。
- (5) 那須町個人情報保護条例(平成17年条例第1号)及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことが出来ること。
- (6) お礼品の品質等に関して、寄附者からの苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めることが出来ること。

(お礼品の要件)

第4条 お礼品の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。ただし、町長が、お礼品として適当でないと認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 町の魅力を伝えられるもの又は全国に向けて町のPRにつながるもの。
- (2) 町内で生産、製造、加工などがされているもの、又は町内で提供される宿泊等のサービスで那須町の魅力を体感できるもの。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が可能であること。ただし、期間限定・季節限定・数量限定・定期発送・単品・詰め合わせ等についても可とする。詰め合わせについては、全体の価格のうち7割以上が町内で生産、製造、加工がされている物であること。
- (4) 委託業者からの発注に対し、2週間以内に発送対応等ができること。
- (5) 食品衛生法等、取り扱うお礼品に係る法令に違反していないもの。

- (6) 飲食物の場合、原則として発送時に4日程度の賞味期限があるもの。ただし、配達日を指定する場合は、この限りでない。
 - (7) 食品に関しては、食品表示法に基づく表示事項（使用原材料等）の開示ができること。
 - (8) サービスの場合、寄附者に対して、そのサービスの提供を受けられることが分かるサービス利用券等を発行し、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
 - (9) 電化製品、貴金属、宝飾品等の資産性の高いもの、利用可能な施設が限定されていないサービス利用券、地域振興券等の金銭類似性の高いものは除外する。
 - (10) 商品等は宅配業者より配送が可能な物であること。配送は、配送状況を確認できる配送サービスを利用できること。
 - (11) サービス利用券等の券媒体の発送は、レターパックプラス等の対面受け取りの配送サービスを利用することができること。
 - (12) お礼品に関する情報（お礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、お礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の承諾を受けていること。また、町が行う広報活動等における掲載について町に一任することができること。
- 2 お礼品は、寄附金額の区分に応じて募集し、お礼品価格には消費税、梱包料等の必要経費を含め、別表のとおりとする。
- （お礼品の募集）
- 第5条 お礼品の募集は、原則として随時行うこととする。
- （お礼品の申請）
- 第6条 お礼品の応募をする者は、那須町ふるさと納税お礼品提供申請書（様式第1号）に、必要事項を記入し那須町企画財政課まで提出することとする。
- （お礼品の決定）
- 第7条 前条の申請があった場合において町長は、その内容を審査し、決定の可否について那須町ふるさと納税お礼品承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- （お礼品の変更又は取りやめ申請）
- 第8条 事業者は、お礼品の内容を変更又は取りやめる場合は、那須町ふるさと納税お礼品変更・取りやめ申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
- （お礼品等の変更又は取りやめ決定）
- 第9条 前条の申請があった場合において町長は、速やかに変更の可否を決定し、その結果を那須町ふるさと納税お礼品変更・取りやめ承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- （お礼品の取消し等）
- 第10条 町長は、事業者が第2条に違反した場合、提供するお礼品が第3条に違反した場合、その他町長がやむを得ないと認めた場合においては、お礼品の提供を取り消し、那須町ふるさと納税お礼品取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- （個人情報の取扱い）
- 第11条 事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、那須町個人情報保護条例（平成17年条例第1号）及び関係法令を遵守しなければならない。
- （お礼品苦情への対応）
- 第12条 事業者は、お礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとする。この場合、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負わないものとする。
- （その他）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

別表

区分	寄附金額	お礼品価格	町負担額
A	5,000円	1,500円相当	1,500円＋実費送料
B	10,000円	3,000円相当	3,000円＋実費送料
C	20,000円	6,000円相当	6,000円＋実費送料
D	30,000円	9,000円相当	9,000円＋実費送料
E	50,000円	15,000円相当	15,000円＋実費送料
F	70,000円	21,000円相当	21,000円＋実費送料
G	100,000円	30,000円相当	30,000円＋実費送料
H	150,000円	45,000円相当	45,000円＋実費送料
I	200,000円	60,000円相当	60,000円＋実費送料
J	250,000円	75,000円相当	75,000円＋実費送料
K	300,000円	90,000円相当	90,000円＋実費送料
L	350,000円	105,000円相当	105,000円＋実費送料
M	400,000円	120,000円相当	120,000円＋実費送料
N	450,000円	135,000円相当	135,000円＋実費送料
O	500,000円	150,000円相当	150,000円＋実費送料

※品物の送料は1回2,000円、サービス利用券等の券媒体の送料は1回1,000円までを上限とする。（上限額を超えた分は事業者負担とする。）

別図



